

第3期

波佐見町子ども・子育て 支援事業計画

概要版



令和7年3月
波佐見町

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、**子どもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう「**こども基本法**」が令和5年4月に制定・施行されました。また、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、健やかな成長を後押しするため、こども家庭庁が創設されました。

波佐見町（以下「本町」という。）においても市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2期波佐見町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、**全ての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備**に努めてきました。

「第2期波佐見町子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度が計画期間の最終年度となっており、近年の制度改正や子ども・子育てを巡る国や県の動きを反映した「**第3期波佐見町子ども・子育て支援事業計画**」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

【 こども基本法に定められた6つの基本理念 】

こども施策は、**6**つの基本理念をもとに行われます。

すべてのこどもは
大切にされ、
基本的な人権が守られ、
差別されないこと。

年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに
意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に
参加できること。

子育ては
家庭を基本としながら、
そのサポートが十分に行われ、
家庭で育つことが難しい
こどもも、家庭と同様の
環境が確保されること。

すべてのこどもは、
大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、
保護される権利が守られ、
平等に教育を
受けられること。

すべてのこどもは、
年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、
こどもの今とこれからのため
最もよいことが優先して
考えられること。

家庭や子育てに
夢を持ち、
喜びを感じられる
社会をつくること。

計画の策定にあたって

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、次世代育成支援対策推進法第8条における「次世代育成支援市町村行動計画」と一体的に策定することとします。

本計画は、「波佐見町総合計画」を最上位計画とし、子ども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、関連する福祉関係計画等と整合を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。一体的に策定する計画の計画期間も同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期波佐見町 子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第3期波佐見町 子ども・子育て支援事業計画				
					必要に応じて見直し				

4 基本理念

本町では、次代を担う子どもが健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、すくすくと元気に成長し、安全で安心して暮らせる社会を構築することを推進してきました。

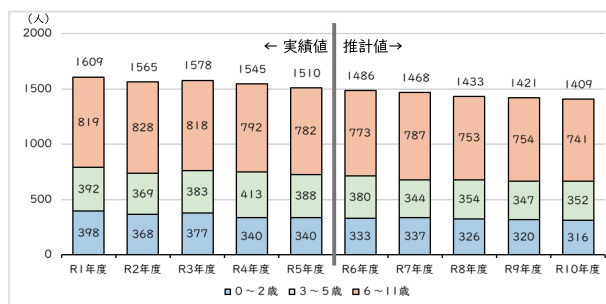
本計画においても、本町の子ども・子育て支援をより一層推進するため、本町が目指すべき基本理念を第1期計画から引き続き次のように掲げます。

地域とともに こころ豊かな子どもの成長をめざすまち 波佐見

データから見る波佐見町の課題

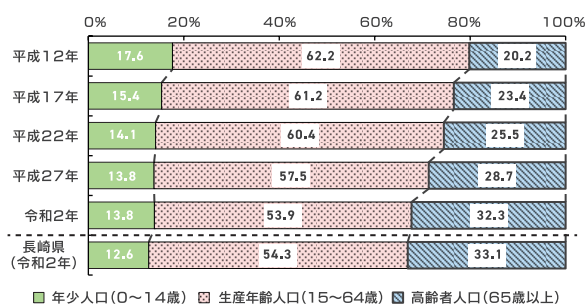
◆ 人口減少 ⇒ 今後も年少人口は減少し、さらなる少子高齢化が見込まれます

【 年少人口の推移と推計 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【 年齢3区分別人口構成の推移 】



資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

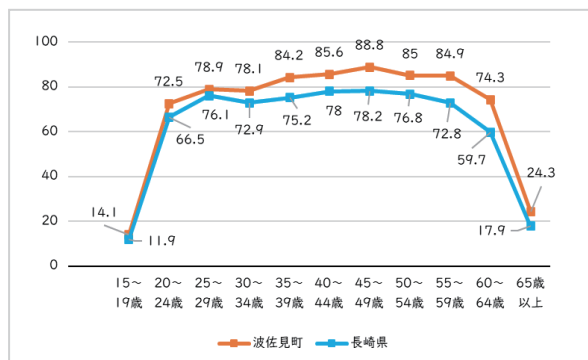
令和元年以降、0～11歳の合計は減少傾向で、令和5年までの5年間で99人の減少となっています。また、高齢者人口割合は増加が続き、令和2年は3割を超えており、高齢者人口が年少人口の割合を上回って推移しています。



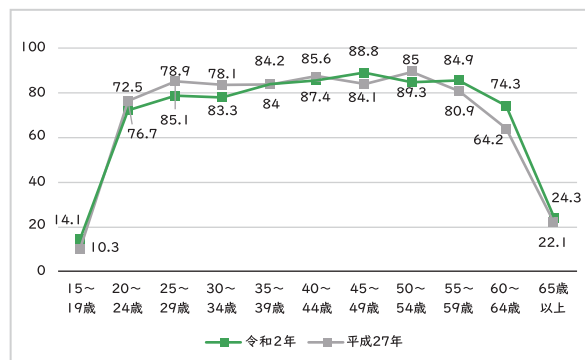
◆ 女性の労働力 ⇒ 今後、女性の就労がより一層進むことが予想されます

【 女性の年齢別就業率 】

県との比較（令和2年時点）



年代別比較



平成27年と令和2年を比較すると、20～24歳から30～34歳、40～44歳、50～54歳で平成27年を下回っていますが、本町と長崎県とを比較すると、令和2年の女性の就業率は全ての年齢で長崎県を上回っています。

データから見る波佐見町の課題

◆ 子育てに関するアンケート調査結果の概要

対象：波佐見町

調査対象者：

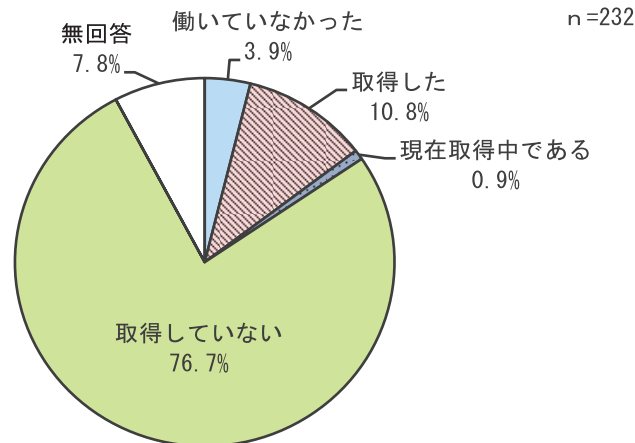
●就学前児童のいる世帯：400

有効回答数：232

●小学生のいる世帯：405

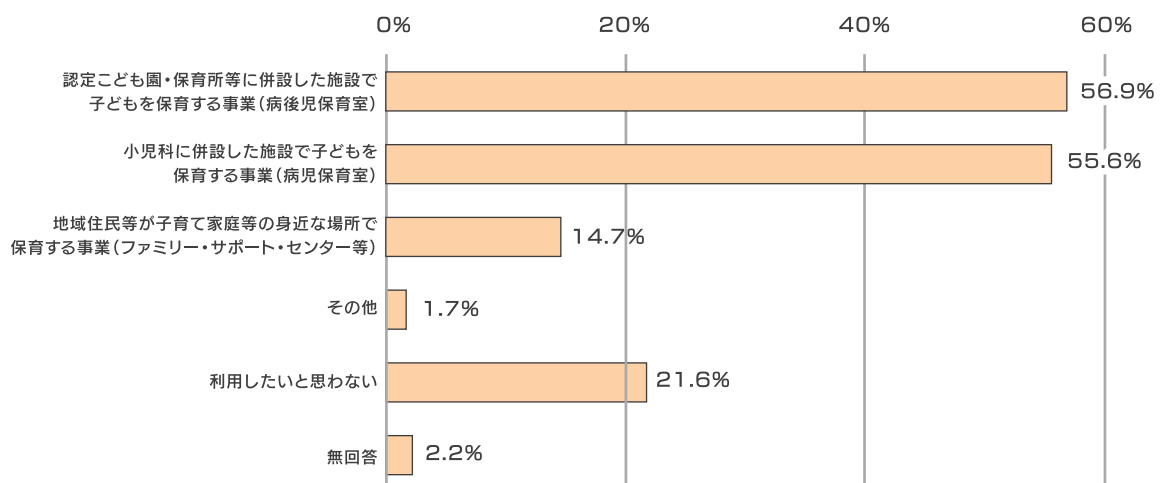
有効回答数：241

① 父親の育児休暇の取得状況



育児休業を取得した父親の割合は、「取得していない」が76.7%と最も高く、次いで「取得した」が10.8%、「働いていなかった」が3.9%、「現在取得中である」が0.9%となっています。

② 子ども（就学前児童）が病気の際に利用したい教育・保育事業（複数回答可）



病後児保育室・病児保育室の利用希望者がそれぞれ半数以上いることから、町の教育・保育サービスへのニーズが高いことが伺えます。一方で、「利用したいと思わない」と回答した割合も21.6%にのぼるため、利用を控える理由の具体的な把握や、利用者の需要に合わせたサービスを提供します。

子育て施策の具体的な展開

基本目標1

地域における子育て支援



◎子育て支援サービスの充実

少子化が進み、核家族化や働き方が多様化する中、育児の不安解消や孤立防止、経済的負担軽減のため、各種事業や情報提供、相談支援を充実させ、支援制度の活用を促進します。

◎多様な保育サービスの充実

就労形態の多様化や核家族化の進展で保育サービスのニーズが多様化しており、保護者の状況を考慮した柔軟なサービス提供、広域連携、教育・保育施設や居場所づくりの充実、適切なサービス利用の周知を強化していきます。

基本目標2

安心して子どもを生み育てることのできる環境づくり

◎子どもや母親の健康

近年、子育て環境は大きく変化しており、安心して出産や育児ができる体制の整備が重要な課題となっています。妊娠・出産や子育ての不安軽減のため、保健知識や小児医療情報の提供、健康診査など母子保健事業の充実に取り組みます。

◎食育の支援

家族全員で食事をとる機会が減少し、朝食を欠食するなどの問題がみられます。乳幼児期から望ましい食習慣を身に付けることや、豊かな人間性、健全な心身の育成を目指し、学習機会の提供や周知・啓発活動に取り組みます。

◎思春期保健対策の充実

思春期は生涯の健康づくりの基礎を築く大切な時期です。正しい性知識や薬物の危険性、飲酒・喫煙の有害性についての理解を広め、児童・生徒が心身の健康を維持できるよう支援し、変化する社会情勢にも柔軟に対応していきます。

基本目標3

教育環境の整備

◎豊かな心と体の育成

子どもの健全な成長には生活習慣の定着や善悪の判断力を身に付けさせ、心身の健康づくりに努めることが重要です。不登校やいじめといった子どもの心の問題が深刻化している現状を踏まえて、地域で文化やスポーツに親しむ場を設け、相談体制を充実させます。

◎家庭や地域の教育力の向上

核家族化の進展や地域連携の希薄化で家庭・地域の教育力が低下しています。教育支援環境の整備など、地域全体で子育てを支援することで、子育ての楽しさを広める取組を行います。

◎幼児教育・学校教育の充実

保育所等や小中学校は、子どもたちの健やかな成長に欠かせない重要な役割を担っています。知識や学ぶ意欲、思考力を育む教育の充実を図るだけでなく、保護者向けに家庭教育やメディアに関する講習会も開催します。





基本目標 4 ワーク・ライフ・バランスの推進

◎男女共同参画の推進

育児は父親にとっても重要ですが、固定観念により女性に多くの負担がかかっている現状があります。本町では「第3次波佐見町男女共同参画計画」を策定し、男女が協力して家庭生活や育児に取り組む大切さを広め、地域での男女共同参画を推進します。

◎多様な働き方の実現

共働き家庭が増加する一方で、出産後に退職を選ぶ女性も少なくありません。企業や民間団体に對して育児休業制度の周知や再就職支援を進め、職場環境の整備を促進するとともに、保育所等の既存資源の環境整備に努めます。

基本目標 5 安心して子育てができるまちづくり

◎快適な子育て環境の整備

公共施設等のバリアフリー化や子どもたちが安全に遊べる遊び場・施設の整備を進め、地域全体で安全で支え合えるまちづくりを目指し、全ての住民が安心して生活できる共生社会の実現を図ります。

◎子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪から守るため、交通安全への意識を持つことや防犯環境の整備が重要です。そのため、交通安全教育を通じての意識向上を図り、地域全体で子どもを見守る体制を整備し、関係機関と連携して環境づくりを推進します。

基本目標 6 要保護児童等へのきめ細やかな支援

◎児童虐待防止対策の充実

支援が必要な家庭を早期に把握し、「地域の力」を生かして児童虐待の予防に努めています。また、早期発見と迅速な対応を目指し、関係機関との連携を図り、広報紙等を通じて住民への意識啓発にも取り組みます。

◎ひとり親家庭に対する自立支援

子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援を4つの柱として、総合的な自立支援を推進します。さらに、相談体制の強化や各支援制度に関する情報提供の充実も図っていきます。

◎障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見、治療のため、妊婦や乳幼児を対象とした健康診査や学校での健康診査の実施を推進することが求められます。特別な支援が必要な子どもの受入れを推進し、関係機関と連携して障がい児支援施策を進めます。

◎経済的困難を抱える家庭への支援（こどもの貧困対策）

本計画に貧困対策推進のための計画を一体的に取りまとめ、子どもの貧困対策に資する事業の推進を図ります。



幼児期の学校教育・保育に係る見込みと確保の方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、認定区分ごとに量の見込みと確保方策を定めました。

認定区分		利用先
1号認定	・満3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが幼稚園等の利用希望が強い子ども	保育所等
	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	
3号認定	・満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所等 地域型保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込	99人	98人	97人	96人	95人
	確保の内容	120人	120人	120人	120人	120人
	差異	21人	22人	23人	24人	25人
2号認定	量の見込	277人	271人	269人	267人	263人
	確保の内容	217人	217人	217人	217人	217人
	差異	▲60人	▲54人	▲52人	▲50人	▲46人
3号認定 (0歳)	量の見込	16人	16人	15人	15人	15人
	確保の内容	60人	60人	60人	60人	60人
	差異	44人	44人	45人	45人	45人
3号認定 (1歳)	量の見込	97人	96人	95人	94人	93人
	確保の内容	87人	87人	87人	87人	87人
	差異	▲10人	▲9人	▲8人	▲7人	▲6人
3号認定 (2歳)	量の見込	93人	92人	91人	90人	89人
	確保の内容	101人	101人	101人	101人	101人
	差異	8人	9人	10人	11人	12人

第3期波佐見町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

発行：波佐見町

編集：波佐見町 子ども・健康保険課 子育て支援班

〒859-3791 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷 660 番地

TEL 0956-85-2333

